

電子契約に関するQ&A

【電子契約システムの利用について】

項番	質問	回答
1	電子契約を利用するに当たり、事業者が電子契約サービス事業者であるGMOと契約する必要はありますか。	事業者が、電子契約サービス事業者と契約する必要はありません。
2	和泉市からの署名依頼にのみ利用する場合も、GMOサインのアカウント作成は必要でしょうか。	署名依頼に対応していただくのみであれば、GMOサインのアカウント作成は不要です。ただし、「電子契約締結証明書」を閲覧・ダウンロードするためには、アカウント登録(無料)が必要です。
3	事業者が電子契約を利用するに当たり、パソコン等にソフトをインストールする必要はありますか。	電子契約システムを利用するに当たり、パソコン等の事前設定は不要です。
4	事業者が電子契約を利用するに当たり、費用が発生するのでしょうか。	システムの利用にあたり、事業者側に費用が発生することはありません。ただし通信料は必要となります。
5	電子契約書には収入印紙は必要ないということでしょうか。	電子契約書には課税されませんので、電子契約で締結した場合は、収入印紙は不要です。

【電子契約利用申出書の提出について】

項番	質問	回答
1	契約締結用メールアドレスは事務所宛のアドレスでも問題ないでしょうか。	個人宛のアドレス、事務所宛のアドレスのどちらでも問題ありません。
2	代表者宛のアドレスでなくても問題ないでしょうか。	必ずしも契約締結権限者と代表者が同一である必要はありませんので、各事業者の定めに従いご判断ください。
3	電子契約サービスにより電子署名を行う上で、自社の印影を電子契約サービス上に登録する必要はありますか。	事業者様の印影を登録する必要はありません。本市の電子契約においては、電子署名しても印影が表示されない(不可視署名)形式を採用しています。
4	「電子契約利用申出書」は契約案件ごとの提出ですか。	契約案件ごとに提出をお願いします。落札時等に、電子契約または紙契約のどちらを希望されるのかをお申し出ください。

電子契約に関するQ&A

【電子契約の署名時について】

項番	質問	回答
1	契約締結権限者の署名前に、社内で契約書の確認をしたい場合はどうすれば良いですか。	署名前に契約書のデータを出力いただく等で社内での内容確認をお願いします。
2	契約締結前に契約書のPDFデータのダウンロードは可能でしょうか。	可能です。操作方法については下記URLをご参照ください。 ・ご参考： https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/4402159974937
3	契約書の内容に間違いがあった場合はどうすれば良いでしょうか。	契約書類の内容に誤りなどを発見した場合は、お手数ですが、速やかに契約検査室の担当までご連絡ください。
4	電子契約で締結した場合、何が契約書の原本になりますか。	電子署名の付与されたPDFファイルが原本となります。
5	締結済みの電子契約書を紛失した場合、再発行はできますか。	両者の電子署名が完了すると、「電子署名完了のお知らせ」メールが届きます。記載されているURLから締結済みの電子契約書データが何回でもダウンロードが可能です。 なお、ダウンロードできる有効期限は14日間です。この期間に忘れずにダウンロードを行ってください。 もし、「電子署名完了のお知らせ」メール自体を紛失した場合や14日の有効期限後に締結済みの電子契約書をダウンロードする必要がある場合は、契約検査室の担当までご連絡ください。
6	電子署名済みのPDFデータのファイル名を変更しても問題ないでしょうか。	電子契約のPDFデータのファイル名を変更することは可能です。ファイル名を変更しても、電子署名の情報は変更されません。 ただし、PDF編集ソフト等で電子契約のPDFデータの内容を変更すると、電子署名が無効となってしまいますので、絶対に行わないようにお願いいたします。

【その他】

項番	質問	回答
1	電子契約の導入により、すべての契約が原則電子契約になるのでしょうか。	契約検査室が取り扱う契約のうち、事業者が電子契約を希望する契約が対象です。
2	和泉市における電子契約の対象は、まずは契約検査室から依頼がある案件だけとのことですが、他の所管課から発注する委託契約などの案件は、いつから電子契約を導入するのでしょうか。	紙契約を希望される場合は、これまでどおり紙契約も可能です。 契約検査室で契約する電子契約の運用実績を踏まえ、今後、他の所管課で契約する電子契約の運用について、庁内関係部署と検討・調整を行ってまいります。開始時期等の詳細が固まり次第、速やかに周知してまいります。